

訪問看護ステーションながよ 重要事項説明書

(令和6年6月1日現在)

1. 訪問看護事業者(法人)の概要

名称・法人種別：	医療法人 常葉会
代表者名：	理事長 本多 光幸
所在地・連絡先：	(住所) 長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷647番地 (電話/FAX) 095-883-6668 / 095-883-6669

2. 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名：	訪問看護ステーションながよ
所在地・連絡先：	(住所) 長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷647番地 (電話) 看護：095-883-3386 リハビリ：095-865-9662 (営業時間内) (FAX) 095-865-9292
事業所番号：	4261190054
管理者氏名：	元平 泉

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数(人)	区分		業務の内容
		常勤	非常勤	
管理者兼看護師	1	1	0	管理業務・訪問看護業務
看護師	8人以上	8人以上	0	訪問看護業務
理学療法士	4	4	0	在宅におけるリハビリ業務
作業療法士	1	1	0	在宅におけるリハビリ業務
言語聴覚士	1	1	0	在宅におけるリハビリ業務
看護補助者	1	1	0	訪問看護補助業務

(3) 事業の実施地域 *下記地域以外でのご希望の方はご相談ください。

長与町・時津町・長崎市 (岩屋・江平・琴海・小江原・式見・滑石・西浦上・三重・三川・緑ヶ丘・山里・横尾中学校区とする)
--

(4) 営業日及び営業時間(*24時間対応体制あります)

営業日	営業しない日
月曜日～土曜日 営業時間 平日 8:30～17:00 土曜日 8:30～12:15	日曜日・祝日・12月30日～1月3日

3. サービスの内容

自宅で療養される方が安心して療養生活を送れるように、主治医の指示により当訪問看護ステーションの看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士(以下「看護師等」という)が定期的に訪問し、必要な処置を行い、在宅療養の援助を行います。

- ・日常生活の援助
- ・療養生活及び健康についての相談
- ・精神面での支援、認知症の看護
- ・ご利用者様及びご家族に対する支援
- ・社会資源の活用についての相談援助
- ・医師の指示に基づく診療の補助
- ・在宅でのリハビリテーション(看護業務の一環として)
- ・ご利用者様及びご家族に対する支援
- ・住宅改修の助言指導
- ・介護保険適応サービスと医療保険適応サービスの提供

4. 費用 *(1)～(4)につきましては、当契約書最後のページに記載しております。

(1)介護保険給付対象サービス

(2)医療保険・後期高齢者医療保険給付対象サービス

(3)介護・医療・後期高齢者医療保険給付対象外サービス

(4)『定期巡回・随時対応型訪問介護看護さきり』へ随時状況に応じて訪問看護サービスを提供した時

(5)駐車場

1台分の駐車スペースの確保をお願いします。駐車スペースを確保できない場合、近隣の有料駐車場を使用します。

医療保険でのご利用の際は、駐車場全額負担いただきます。

(6)その他の費用

ケア・リハビリ等で必要とされるもの。

(7)キャンセル料

無料

(8)利用料等のお支払方法

毎月 20 日迄に前月分の請求をします。月末までに、ゆうちょ銀行・十八親和銀行からの引き落とし、もしくはお振込み、当院窓口にてお支払をお願いします。(手数料は、利用者様負担となります。)お支払い確認後、領収証を発行します。

5. 事業所の特色等

(1)事業の目的

かかりつけの医師が訪問看護(リハビリを含め)の必要を認めたご利用者様に対し、適正な訪問看護を提供します。

(2)運営方針

ご利用者様の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活が営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復をめざして支援します。事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療・福祉機関との密接な関係を図り、統合的なサービスの提供に努めます。

6. サービス内容に関する苦情相談等相談窓口

苦情処理相談窓口は管理者とし、苦情があった場合は直ちに苦情責任者が相手方と連絡を取り、詳しい事情を聞くと併行して、従事者からも事情を聴取します。管理者が必要であると判断した場合は検討会を行い、事実確認の元、業務改善命令を行い、改善内容等の詳細を相談者に文書等にて今後の対応につき報告します。記録を台帳等に記載し整理保管し、再発防止に役立てます。

	電話番号	FAX 番号	
ご利用者様相談窓口	窓口責任者： 元平 泉・田川 美香		
	ご利用時間： 営業時間内	095-883-3386	
	面接： 当事業所相談室	095-865-9292	
長崎市介護保険課	095-829-1163	095-829-1250	
長与町介護保険課	包括支援係	095-801-5822	
	介護総務係	095-801-5823	095-883-1464
時津町高齢者支援課	高齢者支援課	095-882-2211	095-881-2764
長崎県国民健康保険団体連合会	095-826-1599	095-826-7325	

7. 緊急時等における対応

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかにご利用者様の主治医・救急隊、緊急連絡先(ご家族様等)、居宅介護支援事業者へ連絡します。訪問看護ステーションながよへの連絡・相談も受け付けています。

緊急時の連絡先：	元平 泉(24 時間対応体制)	095-883-3386 もしくは 090-3010-4154
----------	-----------------	---------------------------------

8. 個人情報保護

従業者は、ご利用者様及びそのご家族様の個人情報保護の重要性を理解し、個人情報の取り扱いにともなう情報主体の権利利益及びプライバシーの侵害の防止に関し、必要な措置を講じるように努めます。在職中は勿論、退職後も業務上知り得た個人情報を漏洩し、または不当な目的に使用しません。

漏洩事故が発生した場合は、二次被害を防止し、漏洩等の事実関係を確認し、関係機関に速やかに連絡を行います。事故記録を作成

するとともに再発防止策を検討します。

9. 事故処理(損害賠償)

サービス提供に際し、ご利用者様に事故が発生した場合は、速やかに関係市町村、介護支援専門員、ご利用者様のご家族様に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事故の状況及び取った対応処置を含め、記録し保管します。(介護2年・医療5年)賠償すべき事故が発生した場合も、損害賠償を速やかに行います。ただし、ご利用者様に故意または過失が認められる場合には、ご利用者様の置かれた心身の状況を斟酌して、相当と認められるときに限り、賠償責任を減じる事ができるものとします。

注 損害賠償がなされない場合

事業者は、事故の責に帰すべき理由がない限り、損害賠償は負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合は、事業者は賠償責任を免れます。

- (1)ご利用者様が、契約締結時にその心身の状況、及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに起因して損害が生じた場合。
- (2)ご利用者様が、サービス実施のために必要な事項に関する聴取・確認に対し、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに起因して損害が生じた場合。
- (3)ご利用者様の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由により損害が生じた場合。

10. 災害時の対応について

- (1)社会情勢の急激な変化・地震・風水害等、著しい社会秩序の混乱等により訪問が難しい場合は、日程・時間の調整をさせていただく場合があります。
- (2)風水害警戒レベル3以上(高齢者等避難)の時、訪問状況に関して当事業所より連絡を取らせていただく場合があります。
- (3)社会情勢の急激な変化・地震・風水害等、著しい社会秩序の混乱等により訪問が遅延、もしくは不能になった場合、それによる損害賠償責任を当事業所は負わないものとします。

11. 身体拘束の禁止について

原則として、ご利用者様の自由を制限するような、身体拘束は行わないものとします。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合に場合には、事前にご利用者様およびご家族様へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様および時間、その際のご利用者様の心身の状態ならびに緊急やむを得ない理由について記録します。

12. 虐待防止のための措置

ご利用者様の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の設置を講ずるよう努めるものとする。

- (1)虐待防止に関する責任者の選定および設置
- (2)成年後見人制度の利用支援
- (3)苦情解決体制の整備
- (4)従事者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修実施

13. サービスの終了

- (1)お申し出下されば、いつでも解約できます。
- (2)やむを得ない事情により、当事業所の都合でサービスを終了させていただく場合。
(例:料金の未納(3ヶ月滞納)・暴言・暴力行為)
- (3)ご利用者様やご家族様が、従業者に対して、ご契約を継続しがたいほどの信頼関係を失った場合。

14. 感染症対策について

当事業所では、感染症対策を周知し、可能な限り訪問看護サービスの提供を継続したいと考えています。ご利用者様やご家族の皆様、また訪問看護を行うスタッフの罹患を想定した対応を継続してまいります。その為には、以下5点ご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

- (1)状況に応じて、ご利用者様・ご家族様に発熱等の症状がないか、確認させていただきます。
- (2)ご利用者様・ご家族様が感染症を疑われた場合、他の方への感染を防ぐため、症状によっては、訪問を中止させていただくか、訪問日の最後の時間に変更させていただく場合もあります。

- (3)スタッフは訪問時、手洗い/消毒を徹底し、マスクを着用、場合によってはガウンを装着する場合があります。
- (4)感染拡大や、学校等の休校により、出勤困難なスタッフが増えた場合、状態が安定されている方には、訪問回数を減らすなどの相談をさせていただきます。また、担当スタッフ以外の者が訪問させていただく場合があります。
- (5)職員の感染症対策としてシューズカバー等を着用し訪問する場合があります。

15. ハラスメントについて

ご利用者様、ご家族様からのハラスメントは、訪問看護サービス提供を困難にし、関わった職員の心身に悪影響を与えます。下記のような行為があった場合、状況によっては重要事項説明書に基づき、訪問看護サービス提供を停止させていただく場合があります。

- (1)性的な話をする、必要もなく、手や身体を触るなどセクシャルハラスメント行為
- (2)特定の職員に対する嫌がらせや、理不尽なサービスを要求する等の精神的暴力
- (3)叩く、つねる、払いのける等の身体的暴力
- (4)長時間の電話、職員や事業所に対し、理不尽な苦情を申し立てる等のその他の行為

16. その他

- (1)貴重品、金銭の管理は、ご利用者様・ご家族様で行ってください。職員が出入りする場所や時間帯に置くことは避けてください。
- (2)大切なペットの安全を守るためにも、ゲージに入れる等のご協力をお願いします。職員がペットに噛まれる等でケガをした際には治療費のご相談をさせていただく場合があります。

(3)写真撮影等について

当事業所では、利用者様や職員のプライバシーおよび、事業所内における個人情報を保護するため、サービス提供中の写真・動画の無断撮影および録音は原則禁止しています。

写真撮影等希望される場合は、事前に職員へ申し出くださいますよう、お願いします。

また、許可を得て撮影、録音したものに付きまして、無断で SNS(Facebook・X・Instagram・YouTube)等インターネット上に公開する行為はご遠慮ください。

*重要事項説明書のサインをもって、上記に同意いただいたものとします。

同意書

訪問看護ステーションながよからのサービス提供開始にあたり、重要事項説明書に基づいて、重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

【訪問看護事業者】

住 所 : 長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷647番地

事業者（法人）名 : 医療法人 常葉会

事業所名 : 訪問看護ステーションながよ

事業所番号 : 4261190054

代表者名 : 本多 光幸

印

電話番号 : 095-883-3386

【説明者】

職名・氏名 : 管理者 元平 泉

印

私は、訪問看護ステーションながよからの訪問看護についての重要事項説明書に基づいて、重要事項の説明を受け同意しました。

令和 年 月 日

ご利用者様

住所 :

氏名 :

電話番号 :

ご利用者様の代理人もしくは後見人

住所 :

氏名 :

電話番号 :

4. 費用 (1)介護保険給付対象サービス

		訪問看護費	予防訪問看護費
20分未満	1回につき	3,140円	3,030円
30分未満	1回につき	4,710円	4,510円
30分以上1時間未満	1回につき	8,230円	7,940円
1時間以上1時間半未満	1回につき	11,280円	10,900円
理学療法士、作業療法士または言語聴覚士による訪問	1回(20分)につき	(注1)2,940円	(注2)2,840円

(注1) ・1日3回以上の場合は90%で算定します。

(注2) ・1日3回以上の場合は50%で算定します。

・1回につき80円減算し、利用開始から12月超の利用者様へ訪問を行った場合は、1回につき、さらに230円減算します。

夜間等訪問看護加算	夜間 (18:00～22:00)			25%
	深夜 (22:00～6:00)			50%
	早朝 (6:00～8:00)			25%
複数名訪問看護加算	看護師等	30分未満	1回につき	2,540円
		30分以上	1回につき	4,020円
	看護補助者	30分未満	1回につき	2,010円
		30分以上	1回につき	3,170円
長時間訪問看護加算				3,000円
緊急時訪問看護加算				6,000円
ご利用者様の同意のもとに、ご利用者様およびご家族様に対し、24時間連絡体制にある場合 (計画外の緊急時訪問を必要に応じて行う場合、その都度上記基本料金をいただきます)				
特別管理加算(Ⅰ)				5,000円/月
特別管理加算(Ⅱ)				2,500円/月
特別な管理を必要とするご利用者様(厚生労働大臣が認める状態にある方に限る)に対し、サービス実施にあたり計画的な管理を行う場合。				
ターミナルケア加算				25,000円
ご利用者様が、ご自宅で亡くなられた日および前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合				
初回加算(Ⅰ)	病院・診療所等から退院した日に看護師が初回の訪問看護を行った場合			3,500円/月
初回加算(Ⅱ)	病院・診療所等から退院した日以外に看護師等が初回の訪問看護を行った場合			3,000円/月
退院時共同指導加算				6,000円
看護・介護職員連携強化加算				2,500円/月
看護体制強化加算(Ⅰ)				5,500円/月
看護体制強化加算(Ⅱ)				2,000円/月
サービス提供体制加算(Ⅰ)				60円/1回

・ご利用者様の急性増悪の場合に、特別訪問看護指示書が交付されると、14日に限り医療保険の適用になります。

・気管カニューレを使用している状態にある方、重度の褥瘡のある方に対しては、特別訪問看護指示書は1ヶ月につき2回まで交付されます。

・料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、ご利用者様の居宅サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。

4. 費用 (2)医療保険・後期高齢者医療保険給付対象サービス

機能強化型訪問管理療養費(Ⅰ)	月初日の訪問の場合		13,230円		
	月2日目以降の訪問の場合		3,000円		
訪問看護基本療養費(Ⅰ)	週3日まで		5,550円		
	週4日目以降		6,550円		
	理学療法士・作業療法士・語聴覚士による訪問		5,550円		
訪問看護基本療養費(Ⅱ) (同一居住者の場合)	同一日に2人まで	週3日目まで	5,550円		
		週4日目以降	6,550円		
	同一日に3以上	週3日目まで	2,780円		
		週4日目以降	3,280円		
訪問看護基本療養費(Ⅲ) (外泊時の訪問看護)			8,500円		
難病等複数回訪問看護加算	1日2回まで	同一建物内	2人まで	4,500円	
			3人以上	4,000円	
	1日3回以上	同一建物内	2人まで	8,000円	
			3人以上	7,200円	
	難病等複数名訪問看護加算	看護師等	同一建物内	2人まで	4,500円
				3人以上	4,000円
その他の職員 (看護師含む)		同一建物内	2人まで	3,000円	
			3人以上	2,700円	
		週3回まで		3,000円	
		制限なし	1日1回	3,000円	
	1日2回		6,000円		
	1日3回		10,000円		
乳幼児加算	6歳未満のご利用者様に対して、訪問看護を実施した場合		1日につき	1,300円/回	
	別に厚生労働大臣が定める者に該当する場合			1,800円/回	
緊急時訪問看護加算			月14日目まで	2,650円	
			月15日目以降	2,000円	
長時間訪問看護加算			週1回	5,200円	
15歳未満の超重症児、準重症児および15歳未満で特別管理加算に該当する場合は、週3回まで加算可能。					
早朝・夜間加算	(6:00～8:00)			2,100円	
	(18:00～22:00)				
深夜加算	(22:00～6:00)			4,200円	
24時間対応体制加算				6,800円/月	
ご利用者様の同意のもとに、ご利用者様およびご家族様に対し、24時間連絡体制にある場合。 (計画外の緊急時訪問を必要に応じて行う場合、その都度上記基本料金をいただきます)					
特別管理加算(Ⅰ)				5,000円/月	
特別管理加算(Ⅱ)				2,500円/月	
特別な管理を必要とするご利用者様(厚生労働大臣が認める状態にある方に限る)に対し、サービス実施にあたり計画的な管理を行う場合。					
訪問看護医療DX情報活用加算				50円/月	
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)				780円/月	
退院時共同指導加算				8,000円	
特別管理指導加算				2,000円	
退院支援指導加算				6,000円	
	・90分以上にわたり療養上必要な指導を行った場合			8,400円	
	・複数回の退院支援指導の合計が90分以上の場合				
在宅患者連携指導加算				3,000円	

在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000円
看護・介護職員連携強化加算	1,500円/月
市町村に、訪問看護情報提供書を提出した場合	1,500円/月
ターミナルケア療養費	25,000円
ご利用者様が、ご自宅で亡くなられた日および前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合	

*厚生労働省が定める、医療保険および介護保険の算定条件を満たした場合、加算等の変更が生じる場合があります。

4. 費用 (3) 介護・医療・後期高齢者医療保険給付対象外サービス

・自己負担

2 時間を超えた場合	1 回につき	1,500円
時間内の場合	介護保険の単価に準じる(ただし 10 割)	
時間外・日曜、祝日の場合	1 回につき	3,000円
死後の処置料		10,000円

・介護保険・医療保険・後期高齢者医療保険での給付の範囲を超えたサービスの利用料金は、事業者が別に設定し、全額がご利用者様の自己負担となりますのでご相談ください。

・介護保険・医療保険・後期高齢者医療保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接保険給付が行われない場合があります。その場合、ご利用者様は 1 ヶ月につき料金表の利用料金全額をお支払ください。ご利用料金のお支払い確認後に領収書を発行します。

4. 費用 (4) 『定期巡回・随時対応型訪問介護看護きらり』へ随時状況に応じて訪問看護サービスを提供した時

当事業所は、同法人内『定期巡回訪問介護看護きらり』と連携し、定期的ならびに随時必要に応じて訪問看護サービスを提供します。

		金額(10 割表記)
介護度	要介護度 1・2・3・4	29,610 円/月
	要介護 5	37,610 円/月
緊急時訪問看護加算		6,000 円/月
ご利用者様の同意のもとに、ご利用者様およびご家族様に対し、24 時間連絡体制にある場合 (計画外の緊急時訪問を必要に応じて行う場合、その都度上記基本料金をいただきます)		
特別管理加算(Ⅰ)		5,000 円/月
特別管理加算(Ⅱ)		2,500 円/月
特別な管理を必要とするご利用者様(厚生労働大臣が認める状態にある方に限る)に対し、サービス実施にあたり計画的な管理を行う場合。		
初回加算(Ⅰ)	病院・診療所等から退院した日に看護師が初回の訪問看護を行った場合	3,500 円/月
初回加算(Ⅱ)	病院・診療所等から退院した日以外に看護師等が初回の訪問看護を行った場合	3,000 円/月
退院時共同指導加算		6,000 円/月
看護・介護職員連携強化加算		2,500 円/月
サービス提供体制加算		50 円/月
ターミナルケア加算		25,000 円
ご利用者様が、ご自宅で亡くなられた日および前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合		

*加算等の変更が生じる場合があります。